

議案第 17 号

市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 5 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 10 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 13 条中「28 円 35 銭」を「30 円 73 銭」に、「586,905 円」を「609,690 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

理 由

国政選挙における選挙運動の公費負担の限度額の見直しを踏まえ、市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。